

新 旧 対 照 表

新	旧
<p><b>9 大会及び各競技会参加可否基準</b></p> <p>(1) 定義            体調不良とは、発熱（37.5℃以上）、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など、体調管理チェックシートの各項目の症状が1つでも「あり」に該当した者とする。</p> <p>(2) 大会及び各競技会への参加を認めない者</p> <p>① 競技会参加日14日前から競技会最終日までの間に、新型コロナウイルスへの感染又は新型コロナウイルス感染者への濃厚接触が確認された者</p> <p>② 上記（1）に該当する者  <u>ただし、次の条件を満たしている場合、大会への参加を認めて構わない。</u></p> <p>・感染者【症状がある場合】  <u>ア 発症日（症状が出現した日）から、10日間以上かつ症状軽快後72時間経過後</u>  <u>イ 発症日（症状が出現した日）から、10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に、PCR等の検査を行い陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以降に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u></p> <p>・感染者【症状がない場合】  <u>検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から7日間経過した場合</u></p> <p>・感染者【無症状者が途中症状が出た場合】  <u>当初無症状の人であっても、途中で症状が出現した場合は、発症日を起算日として10日間以上経過後</u></p> <p>・濃厚接触者  <u>発端となる同居の感染している者が発症する等してから5日間経過している場合（ただし、2日目と3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合は、3日目で大会参加を認</u></p>	<p><b>9 大会及び各競技会参加可否基準</b></p> <p>(1) 定義            体調不良とは、発熱（37.5℃以上）、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など、体調管理チェックシートの各項目の症状が1つでも「あり」に該当した者とする。</p> <p>(2) 大会及び各競技会への参加を認めない者</p> <p>① 競技会参加日14日前から競技会最終日までの間に、新型コロナウイルスへの感染又は新型コロナウイルス感染者への濃厚接触が確認された者</p> <p>② 上記（1）に該当する者  <u>ただし、次のア及びイの両方の条件を満たしている場合、大会への参加を認めて構わない。</u></p> <p><u>ア （1）に該当した日以後に少なくとも8日が経過している。</u>  <u>イ 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後少なくとも72時間が経過している。</u></p> <p><u>ただし、上記ア、イを満たさない場合であっても、薬剤を服用していない状態で（1）に該当した症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書があれば、出場可能とする。</u></p>

めても構わない。)

・体調不良者

次のア及びイの両方の条件を満たしている場合

ア 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過（発症日を0日として8日間のこと）

イ 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも72時間が経過

ただし、上記ア及びイを満たさない場合であっても、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと(注1)(注2)(注3)を示す医師の診断書があれば、出場（来場）可能。主催者への報告が必要。PCR 検査等が推奨される。

(注1)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR 検査等が推奨される。

(注2)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

(注3)：医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。